

令和6年度第7回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年10月10日(木)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時12分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	7 番	足 立 進 也	8 番	糸 田 川 啓
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大
	総括室長	古 川 則 仁		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第19条に基づく利用集積計画の決定について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
協議第2号	一時転用期間満了後の取扱いについて
協議第3号	農業委員会申請書等事務処理手順について
その他	
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	おはようございます。皆様お揃いになりましたので、只今より、令和6年度第7回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議長	<p>皆さん、おはようございます。山口県7名、広島県4名、岡山県3名、島根県2名、これは歴代総理大臣数です。鳥取県もやっと石破総理大臣が誕生しました。屈折5回の挑戦でした。</p> <p>人は諦めず挑戦することが必要と思わせる行動でした。まずは皆さんとともにお慶び申し上げたいと思います。そして石破総理の最側近の赤沢亮正氏の大臣就任もお慶び申し上げたいと思います。</p> <p>しかし、就任直後の昨日、衆議院を解散してしまいました。前途多難な総理ですが、まずは自民党の選挙勝利を願い安定した政権運営を願いたいと思います。</p> <p>続いて9月24日に鳥取県農業会議常設審議会がありました。そこで、令和7年度農業委員会組織関係予算の概算要求額の情報を得ましたので、ご報告いたします。</p> <p>農地利用最適化交付金は本年度より2億6000万円減額となり43億円、減額分は機構集積支援事業に充当され、総額30億5200万円、農業委員会交付金は前年度と同額の47億1800万円、新規予算の所有者不明農地等総合対策として3億3900万円となります。詳細はお手元にお配りした資料をご覧ください。</p> <p>以上を申し上げ、第7回日南町農業委員会総会を開催します。よろしくお願いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番、足立農業委員、8番、糸田川農業委員を指名した。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主事	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、本日は3件の届出がありました。 資料1頁、2頁について説明。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について事務局お願いします。
	主事	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告についてです。第3回総会において報告しました、一時転用についてです。 資料3頁、4頁について説明。 令和6年9月13日、地権者、耕作者、発注者で現地確認を行った旨の報告を受けています。

	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく利用集積計画の決定についてです。</p> <p>資料 5 頁から 12 頁</p> <p>資料 8 頁詳細について説明。</p> <p>総面積を半分ずつ一般財団法人□□□と□□□組合との契約にするものです。</p> <p>一般財団法人□□□との契約期間が令和 6 年 10 月 10 日から令和 16 年 10 月 9 日までの 10 年間の賃借権契約です。</p> <p>□□□組合との契約期間が令和 6 年 10 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年 5 ヶ月の契約です。</p> <p>本日配布しております資料の中に令和 6 年度サポート体制構築事業実施イメージ図をお配りしています。こちらについて農林課から説明をいたします。</p>
	議 長	農林課お願いします。
	古川総括室長	<p>農林課古川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>先程、説明がありました、今回の契約の原因になっている事業について説明いたします。令和 6 年度サポート体制構築事業実施イメージ図をご覧ください。</p> <p>国のサポート体制構築事業というものを使った事業を行いたいと思っております。この事業は、地域の関係機関が連携して研修から定着まで各段階において、就農希望者をサポートする体制を構築することを支援してくれる事業となっております。この事業に、日南トマトの産地としてこの地域として取り組んでいこうということで、今回その事業の核となる研修生のトレーニングハウスを整備することに、この事業を使いたいと思っております。</p> <p>今回挙げさせてもらった 64a の圃場に、2 区画、研修生 2 名分のトレーニングハウスを約 2 ヶ年、若しくは 3 ヶ年で整備する予定となっております。</p> <p>令和 6 年度はそのうちの 1 区画 32a に研修生のトレーニングハウス 6 棟を整備する計画となっております。</p> <p>この事業の概要ですが、まず□□□組合が、補助金を受ける主体となり、研修機関として研修生用のトレーニングハウスを整備いたします。□□□組合は研修生の研修を一般財団法人□□□に委託いたします。</p> <p>この一般財団法人□□□の研修生は、この図で言うと、□□□組合の研修生でもあり、一般財団法人□□□の研修生でもあるということですが、一般財団法人□□□の研修生が、整備した研修用トレーニングハウスにおいてトマトを作るというような事業となっております。</p>

	<p>□□□組合が研修機関としてこの農地を地主さんから借り受け、そこに研修用のハウスを建てる。そして□□□組合は、一般財団法人□□□と特定農作業受委託契約を結んで、一般財団法人□□□の研修生が研修用ハウスでトマトを実作するという流れとなっております。</p> <p>この事業の研修は1年間を考えております。来年の4月から再来年の3月の末までの間、研修ということになります。研修修了後は、この事業で立てたハウスは、当該研修生が研修終了後にその研修生に対して貸し出したり、売り渡したりできるようになっております。1年間の研修後は、□□□組合のリースハウス事業を使いまして、□□□組合が元研修生にリースとしてハウスを貸し出すこととなります。</p> <p>利用権設定の期間が1年5ヶ月と短いのは、その後、利用権の設定は、□□□組合と地主の契約は解約しまして、今度は中間管理機構を挟むこととなりますが、研修生と利用権設定をすることとなります。</p> <p>残りました半分の32aについては、今年度はハウスを整備しませんので、一旦、一般財団法人□□□と利用権設定してそこが管理していくということとなります。</p> <p>以上簡単ですけれども、説明となります。</p>
議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>9頁について説明をまだ受けていませんが、一般財団法人□□□の経営状況がありますが、この機械所有が軽トラック1台と刈払い機4台で、3反2畝の田がきちんと一般財団法人□□□で管理できるのか。どのように管理されるのかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>事務局。</p>
主事	<p>9頁から一般財団法人□□□の経営状況、11頁から□□□組合の経営状況を載せています。</p> <p>管理についてですが、刈払い機などでの草刈りを行い、地元でも集まりがあり周辺の美化作業をしています。</p>
倉光推進委員	<p>3反の田んぼに花でも植えられるということですか。</p>
議長	<p>(農林課 古川総括室長挙手) 農林課 古川総括室長。</p>
古川総括室長	<p>この軽トラックと刈払い機は今回のサポート体制構築事業のために導入したものではなく、これまで一般財団法人□□□が一部の農地を利用権設定して管理しているところがあります。その農地の草刈りや周辺施設の草刈りに使ってきたもので、その作業に使用する車両として1台軽トラックを所有しています。</p>
倉光推進委員	<p>私が質問したのは6反のうち、3反はハウスを建てる。残りは一般財団法人□□□で管理しますということですが、今持っておられる機械でしっかり管理できるのかということです。</p>

	例えば自己保全のような形で何回か耕耘するとか、草刈りをしているということでは十分な管理ができていますといえるのかと思います。
議長	(農林課 古川総括室長挙手) 農林課 古川総括室長。
古川総括室長	来年 1 年間の管理になりますが、今回隣に入る研修生に自己保全という形で草刈りや耕耘の管理をしてもらう予定にしております。
議長	(2 番 天崎農業委員挙手) 2 番 天崎農業委員。
天崎農業委員	場所はどこら辺を予定しているんですか。
古川総括室長	現在、△△地区のトマト団地があるところの一角になります。1 枚の田んぼに令和 6 年度は半分にハウスを整備して、来年度若しくは再来年にもう半分にハウスを整備する形になります。
議長	(岸農地利用最適化推進委員挙手) 岸農地利用最適化推進委員。
岸推進委員	耕耘されるということですが、機械はどうするんですか。
古川総括室長	耕耘する機械は、現在隣で営農されています、株式会社□□□から借りる予定にしています。
議長	よろしいですか。 (岸農地利用最適化推進委員 意見なし) (4 番 嶋川農業委員挙手) 4 番 嶋川農業委員。
嶋川農業委員	このサポート体制構築事業というのは 1 回きりですか。研修の 1 年半が終わったら、この事業はもうなしということですか。1 年半の研修成果を今後は実践でこの借地を使ってトマトを作っていくという構想でしょうか。
古川総括室長	このサポート体制構築事業は国の事業でして、何回でも使えます。 嶋川農業委員が言われたとおり、1 年間研修してもらって、就農し経営していくという形になっております。 普通のトマトハウス整備事業と違うところは、すでにツバを付けた研修生のために補助金でその人が研修するためのハウスを作って、さらに研修が終了したらそのハウスを有料で譲り渡すということが出来る事業になっております。ですので、研修から定着まで整備していくところがポイントの事業となっております。
嶋川農業委員	もう少し詳しく教えてほしいのですが、既存の農業研修生制度で生産者への育成をしていますが、トマト生産者のところで直接、1 年 2 年の研修を受けて独立する形だと思いましたが、この補助事業があるから取り組んだのか、それとも既存の農業研修生制度とは別枠というか連携しないでやっていく事業なのかお聞きします。
古川総括室長	連携していないわけではないですが、どういった事業を使うのが新規就農者にとって一番有利になるかという観点で考えています。これまで日南町のトマト研修生に対する補助としましては県の就農条件整備事業を使うことが多かったです。これは研修生が研修終了後に県の事業を使って 3 分

		の2の補助を受けて、自分で整備して就農するというものですが、この上限額が事業費◇◇◇万円程度で現在のハウスの価格からすると、補助額が少なすぎてどうにもならないということもあって、もっと額の太いものを探している中で、国がこういった事業を作っているの、今回はこれに乗っていくということで使っております。
	議長	(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。
	木山農業委員	嶋川農業委員が言われた農業研修生の枠といいますか、今年度町内で研修を受けて担い手になろうとする人が、今年は部門の違うリンゴで1名という体制ですが、今後、見込みがあってここに入ってくる研修生の希望者がいるのか。 すでに研修が終わって来年は実作で就農しないといけないという人をここにに入れるのか。そのあたりの計画的なものはできているのでしょうか。
	古川総括室長	来年このハウスで自作する人は、今年度農業研修生2年目の方です。来年度の農業研修生枠は3名ということで、すでに2名はめどがついており、トマトでの就農を希望されていますので、来年度もまたこの圃場にもう一つハウスを作ることになると思います。
	議長	(8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。
	糸田川農業委員	私も研修生制度を利用して就農しているので、この制度はありがたいと思って見えています。その中で気になるのは、研修生1年目から適用になるのかということと、ハウスは整備できるが家の確保ができるのかということをお伺いします。
	古川総括室長	1年目からできるのかということですが、やはり研修は1年から2年程度農家さんの下で実施してもらってからでないといけないというふうに考えております。ですので、研修を積んだ人がその圃場でもう1年やって助走してスタートするという流れにしたいと考えております。 また、家の問題ですが、これは1番の問題と町としても認識しております。皆様ご存知の通り、一般社団法人□□□という専門部隊を2年前に立ち上げてそこで確保していくということで、現在奮闘しております。
	議長	議案第1号についてその他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 移動農地銀行の開催について事務局お願いします。
	主事	協議第1号 移動農地銀行の開催についてです。 資料13頁について説明。
	議長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	事務局に要望ですが、今年度利用権設定が終了する該当者のリストを農業委員、推進委員に事前に送っていただきたい。去年も出してもらっているとしますので、お願いしたい。事前に相談を受けることもありますの

		で、状況を把握しておきたいと思います。
	主 事	準備ができ次第郵送させていただきます。よろしく申し上げます。
	議 長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第2号	議 長	協議第2号 一時転用期間満了後の取扱いについて事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>協議第2号 一時転用期間満了後の取扱いについてです。当日配布しました別紙協議第2号の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>案件につきましては、旧△△小学校上側の鍵掛峠道路トンネル工事に伴う作業員の宿舎、駐車場の確保をすることで施工業者からの農地の一時転用の申請があった案件です。これは、令和4年2月に宿舎、令和4年5月に駐車場の一時転用の申請がありました。農業委員会としまして、2月及び5月の総会において、一時転用について承認し、許可権者である鳥取県からも承認をいただいている案件です。</p> <p>この一時転用期間が令和7年2月末の予定で、工事を進めておられるところでしたが、現在の工事の進捗状況等を施工業者に確認しましたところ、工事進捗が思わしくないということで、一時転用期間をもう少し延ばすことができないかという相談を受けました。</p> <p>原因としまして、本日配布資料の顛末書とおり、工事中にトンネルの断面から湧水が発生し、その湧水の発生した濁度の処理等の整備が必要になったということで、一時中断していた工事が、10月からようやく稼働しているという状況です。加えて、広島県側においても浄水場の水位低下等が確認され、広島県側もかなり遅れている状況との説明がありました。</p> <p>そのため、工事進捗の遅れによって、作業員をもう少し長く工事に携わらなければならないということで、作業員の宿舎及び駐車場の確保の延期について提出がありました。</p> <p>一時転用の取扱いについては、3年が期限となっております。このような状況の中でこういった手続きができるかということは現在県と協議中ではありますが、まず、現在の状況をご理解いただいて、農業委員会としてどういった意見を述べるのが適切かということの方針を決めてほしいという県の意向がございましたので、この場で皆様からのご意見を賜りたいと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>事務局からの説明の通り、□□□株式会社より顛末書と工程表が出ております。</p> <p>この件につきまして、日南町農業委員会としてどのようにしたらいいか、皆さんからの意見をいただきたいと思います。</p> <p>(9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番、福田農業委員職務代理。</p>
福田職務代理	基本的なことを聞いておきたいですが、この顛末書は業者側からの顛末書ということで、提出された内容ですが、地権者の方との話し合いはどうなっていますか。	

高橋事務局長	この土地の地権者の方との延長に対する協議ですが、確認したところまだ地権者との話し合いはされておられないと聞いております。しかしながら地権者からの同意が得られれば引き続き使用したいと思っております。
福田職務代理	まずは、農業委員会がどう思っているかということをお聞きしたいということですか。
高橋事務局長	<p>農業委員会で一時転用の取扱いについてどういった意見があるかということをお聞きしたいということでした。</p> <p>この一時転用の取扱いについて、一つの方法として現状の期間満了をもって現状復旧される。</p> <p>もう一つの方法として現在の一時転用の期限を満了した後に現在の内容について新たに一時転用の内容の手続きを行うという、いわゆる延長のような形になるかと思っておりますが、手続き的には新たな一時転用の許可を出す。</p> <p>又は、△△地区にあります、残土処分場の仮設道の一時転用の扱いと同じような取扱いにする。具体的には恒久転用として、工事が終わった後に農地として復元するという取扱いにする。</p> <p>現在手法としてはこの3つの取扱いしかできるのではないかと検討しているところです。</p> <p>先ほど福田職務代理がおっしゃられたとおり、まずは地権者の意向が必要と思っておりますが、地権者の方の耕作状況を確認させていただいたところ、これまで飼料用作物を栽培されておりましたが、現在畜産業はすでに廃業されておられ、農作物の作付は数年来されておられない状況だと思っております。</p>
議長	(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
倉光推進委員	今、事務局から飼料用作物、畜産業を廃止された後は農作物の作付をされておられないという説明がありましたが、私の認識では廃止された後、一時転用があるまではそばの作付を何年かされておられたと思います。現在は家の周りにそばを作付されておられると認識しておりますので、確認をお願いしたいと思います。
高橋事務局長	畜産業廃業後の取扱いについて、十分に把握しておりませんでしたので、再度確認したいと思います。
議長	<p>倉光推進委員よろしいでしょうか。(倉光推進委員、意見なし)</p> <p>その他ご意見ありませんでしょうか。</p> <p>(8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	この転用自体は必要だと思いますが、実は△△地区で工事現場から汚水が田んぼに流入しているということもあって、現在現地の方々と現場とでいろいろもめている状況があって、この転用で終わらないんじゃないかという気がしています。これに関して先日、△△地区の方に話を伺ったところ2年前からだったということで、もめてきたら令和9年ということには

	<p>ならないんじゃないかという気がしています。いったん令和9年3月31日まで延長が出されたとして、また延長が来るという可能性はあるんでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>この期間の延長、再度の延長についてですが、業者にもその旨を確認いたしました。現場の事情の中で工期が不透明であるということです。現在令和9年の一時転用を延長させていただきたいという要望です。</p> <p>先ほど、糸田川農業委員がおっしゃられた、汚水、濁水等の環境問題に対する工事の中断等については、現在私のほうでは状況が把握できておりません。そのあたり、もし工事が中断になった場合にはさらに伸びる可能性はあるかもしれませんが、特に業者のほうからこの話が出ておりませんでした。業者としてはこの期間をさらに延長するということはないと聞いております。それは汚水、濁水による工事中断の影響という説明はありませんでしたので、そこまで考慮しておられないと思いますが、業者としては、これ以上延ばすということはできないという判断を持っておられるということで確認をしております。</p>
議長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>先ほど福田職務代理から農地の所有者の了解が取れているかという発言がありました。私もそのように思いますので、業者の方へ土地所有者の意見を聞いてその後、農地部会で検討し再度総会で検討するような方法はいかがでしょうか。</p> <p>業者は顛末書で延長を申し込んでいますが、土地所有者が駄目だと言ったらそこで終わりなので、土地所有者がどういった考えを持っておられるかが、大事なポイントになると思います。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>土地の貸借関係は土地所有者と業者だと思いますが、その契約の中に期間の延長とかの項目が載っている可能性が普通あると思うんです。だからそのあたりの確認をされておけば、業者から延長の申請があれば地権者は了解するというようなことになるのではと思います。ですので、この件について、期間延長はやむを得ないと思います。ただ、その条件として地権者の確認がしてあるかどうかということが一番だと思います。</p> <p>いけませんといっても工事をストップすることになりかねますので、そういうことは町としてもすべきではないと思いますので、期間延長についてはやむを得ないと私は思います。</p>
高橋事務局長	<p>先ほどからお話があります、まずは所有者の方の意向が第一だということです。まずそこを業者の方に確認、協議していただいた後に改めて部会、総会でお諮りさせていただいて、日南町農業委員会としての意見ということで県に伝えたいと思います。従って本日につきましては、私の方も十分な確認等ができておりませんでしたので、意見のまとめができませんでしたが、再度確認したうえで部会、総会に諮らせていただけたらと考えております。</p>

	議 長	先ほど事務局から恒久転用の話がありましたが、恒久転用ということになると、ことが大きくなるのでこれはちょっと避けたいと思いますが事務局どうでしょうか。
	高橋事務局 局長	先ほど議長がおっしゃられた恒久転用については最も避けるべき手続き、取扱いだと思っておりますので、基本的な取扱いとしましては先ほども説明しました、現在の一時転用の期間を一旦終了し、今の内容を改めて一時転用として申請していただく手続きになろうかと思っております。事務局としても恒久転用につきましては慎重に考えるべきだと思っております。以上です。
	議 長	協議第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 それでは、皆さんの意見を集約して、□□□株式会社と協議をお願いしたいと思えます。 次に移ります。
	議 長	協議第 2 号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。
	議 長	協議第 3 号 農業委員会申請書等事務処理手順書について事務局お願いします。
協議第 3 号	主 事	協議第 3 号 農業委員会申請書等事務処理手順書についてです。 資料 15 頁 以前から話のありました、農業委員会事務処理について、丸山推進委員に作成していただいた手順書を事務局で検討し、一部修正をさせていただいた箇所もありますが、今後はこの手順書に沿って進めていきたいと考えています。 以前の事務処理から大きく変わった点もあります。まず、2 番の処理手順の事前相談があったものについては聞き取り表（別紙）ということで、18 頁に聞き取り表をつけております。これによって相談内容や対応方針などの処理内容を記録して、相談から処理完結までを記録することとします。また、聞き取り表は適宜、農業委員及び推進委員と内容を共有できるようにしていきたいと思えます。 次に（2）書類受付、受理についてです。これまで申請書の受付を毎月 20 日としていましたが、今後締め切りを総会の前月 10 日として、記載内容や添付資料などの確認を行い、不備がないことを確認した場合において書類の受理を行います。書類に不備がある場合は受付受理をせず、申請者提出者へ返却することとしています。 次に、申請書受理簿（別紙）ということで、19 頁につけております。こちらに記録し、申請事項や現状について関係者が共有できるようにパソコンで処理を行っていきます。 次に、受理後農地部会委員及び当該地域の農業委員、推進委員へ現調査と部会審議前に申請書類の写しを送付するようにします。 次に、現地調査を総会終了後に行うようにしています。これまでは日に

	<p>ちを決めずその都度、皆さんに連絡して日程調整を行い、現地確認のお願いをしていましたが、今後は毎月 10 日前後に行われる総会終了後にそのまま現地調査に向かうということにしたいと考えております。</p> <p>次に部会の開催についてです。部会も決まった日にちではなくその都度連絡させていただいて開催、もしくは総会後に開催していましたが、今後は総会上程前の前月 20 日前後に開催し、審議するようにしたいと思います。ですので、総会終了後、現地調査を行った案件は 25 日前後に部会を開催し、翌月の総会に上程するように進めていき、1 ヶ月で処理ができるようにと考えています。部会の開催については、総会の時に何日に農地部会を予定しているという形でお伝えさせていただきたいと思います。以上が大きく変わった点となります。17 頁にフロー図をつけております。今後はこの手順で進めていきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>協議第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
福田職務代理	<p>事務局から説明がありましたが、今後はこれでやっていくといわれましたが、この内容で決定ということでしょうか。今回は丸山推進委員が中心となって事務局と相談してフロー図を精査して作り上げるということで、今日の総会で報告されて、今日その内容を協議するという思いでございましたが、そういうことではないということでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>前回の総会におきまして、事務処理手順について丸山推進委員からご提案をいただきました。議長から事務局と協議をして手順書を作成するというので、前回総会ではそういった協議で終わったと私は思っております。今回この事務処理手順につきまして農地部会等で大きな影響があるかということ農地部会部会長にも事前に郵送し、また、会長にもこの内容についてのご意見を事前に伺いましたが、特にご意見がなかったということで先月中に委員の皆様にお配りさせていただいたという経過でございます。</p> <p>福田職務代理がおっしゃられた今後の手続きについてこれで確定かというご質問ですが、これまでの流れを変えたということで、委員の皆様はどういったご負担があるかということも十分認識できていない状態です。従いまして、よりやりやすいご提案、ご意見がありましたら、その都度頂戴できれば、変更していきたいと思っております。まずはこれをベースに進めていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>ちょっと気になる点を 1 点申し上げたいと思います。(2) の書類受付のところですが、総会終了後に現地調査を行うとありますが、例えば受付した中に、△△、△△、△△から申請があったときに総会終了後に直ちに現調査は可能ですか。</p>
高橋事務局長	<p>現地調査が各地域に散らばったときにはどうなるかということですが、そういったケースもあろうかと想定しております。現在のところ、</p>

		<p>2件、3件現地確認をする事態が生じた場合、職員が分担して向かう考えです。必要であれば、農地部会の方につきましても現地に向かっていたきたいと思っておりますが、現在現地確認については地元の農業委員、推進委員ということになっております。そういった場合が複数生じた場合事務局で分散するという形で当面進めたいと思っております。</p>
	議長	<p>その他ありますか。 (9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>(2)書類受付の受付後に、部会員及び当該地域の農業委員及び推進委員と現地調査と部会審議の前に申請書類の写しを送付するとあります。現地確認は部会員も行うのでしょうか。</p>
	高橋事務局長	<p>この記載につきましては表記の訂正をさせていただきたいと思いません。</p>
	議長	<p>協議第3号について、その他ありますか。 ただいま、事務処理手順について説明していただきましたが、いずれにしても完璧なものとは言えないと思えます。とりあえず、これでやってみて悪いところを手直ししていくということが必要だと思えます。そういったやり方でやっていきたいと思えますがいかがでしょうか。 (意見なし) ではそのように、不備な点があったら、手直ししていくということをお願いしたいと思います。 次に移ります。6番その他、事務局からありますか。皆さんから何かありますか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	議長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和6年11月11日(月)午前9時から議場で開会予定です。ご予定をよろしくお願いいたします。 また、10月以降につきましては前回の総会で活動計画スケジュールを皆様にお配りしておりますので、ご確認いただけたらと思っております。また、研修等の案内が追加になっておりますので、ご検討をお願いできればと思っております。 研修会について、本来、年1回開催するという計画で考えておりました。今年度につきましては、農業委員会総会等で研修会等がなかなか開催できなかったということもございまして、今回は視察研修を新たに追加したいと思っております。ご検討しいただけたらと思っております。 また、10月24日にはお手元に配布しておりますが、日野郡農業委員会研修交流会が開催予定です。今年度は江府町が当番町ということで研修内容を調整されておられます。ご確認いただけたらと思えます。 次に、11月に女性委員の方が中心となり、中国四国地区の女性協議会の研修会が米子市で開催されます。すでに女性委員の皆様には日程調整させていただきますので、ご出席よろしくお願いいたします。</p>

		最後に、先ほど事務処理手順の話で、これからということで述べさせていただきましたが、今月については、準備体制が整わなかったということで、総会終了後に農地部会をさせていただきたいと思います。今回は2条の案件3条の案件です。△△地域、△△地域につきまして農地部会で審議をお願いしたいと思っております。該当される地域の皆様は第2会議室へご参集いただけたらと思います。以上です。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第7回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員